

# 平成23年度 湧別町図書館要覧



中湧別図書館  
湧別図書館



# 図書館要覧

## 目次

沿革	4
施設概要	7
図書館協議会委員名簿、職員名簿	8
図書館経営案	9
平成23年度予算	12
平成23年度事業計画	15
移動図書館車運行計画	16
湧別町図書館子ども読書推進計画	18
平成22年度統計	20
湧別町図書館条例	25
湧別町図書館条例施行規則	28
湧別町図書館複写要綱	31
図書館資料の収集と選定方針	34
図書館資料の除架・除籍・廃棄基準	37
図書館法	38
利用案内	42

## 沿 革

昭和 27 年度 ( 1952 年度 )	湧別町公民館図書室開室
昭和 45 年度 ( 1970 年度 )	上湧別町社会福社会館図書室開室
昭和 48 年度 ( 1973 年度 )	湧別町中央公民館 ( 栄町 ) 完成に伴い、公民館移転、2 階に図書室開室
昭和 50 年度 ( 1975 年度 )	上湧別町社会福社会館一部増改築 蔵書 3,000 冊
昭和 60 年度 ( 1985 年度 )	上湧別町図書専門の臨時職員 1 名配置、夜間開室毎週水曜日 19 時まで
昭和 61 年度 ( 1986 年度 )	第 1 回上湧別町読書感想文・画コンクール開始
昭和 62 年度 ( 1987 年度 )	ワゴン車にて巡回サービス開始 絵本読み聞かせ活動開始
昭和 63 年度 ( 1988 年度 )	学校給食車改造の移動図書館車「なかよし号」1 号車にて巡回サービス開始
平成 2 年度 ( 1990 年度 )	湧別町教育委員会ライトバンにて移動巡回サービス開始
平成 4 年度 ( 1992 年度 )	上湧別町図書館条例制定 湧別町移動図書館車購入、デザイン・名称公募により「ファンタジー号」と決定 返却ポスト設置 ( 湧別小学校、芭露小学校 )
平成 5 年度 ( 1993 年度 )	4 月 27 日上湧別文化センター TOM オープン 上湧別町図書館開館
平成 6 年度 ( 1994 年度 )	上湧別町図書館だより発行 湧別町文化センター、湧別町図書館建設準備室設置
平成 7 年度 ( 1995 年度 )	上湧別町図書館蔵書 3 万冊達成 第 1 回湧別町図書館協議会開催 湧別町公民館図書室閉室、図書の移転梱包作業準備、図書館移転 湧別町図書館条例制定、図書館条例施行規則制定 日本図書館協会加入 2 月 1 日湧別町図書館オープン 返却ブックポスト増設 ( 湧別中学校、湖陵中学校 )
平成 8 年度	湧別町図書館夜間開館実施

(1996年度)	湧別町図書館だより発行 湧別町図書館第1回読書感想文・画コンクール実施(入賞作品集発行) 幼児対象絵本読み聞かせ「絵本とあそぼう」開始
平成9年度 (1997年度)	エッセイ実作教室作品集(第1集)発行開始
平成10年度 (1998年度)	上湧別町移動図書館車「なかよし号」2号車購入 開館5周年記念「図書館まつり」開催 「本はともだち」発行 湧別町図書館サークル「リーディング倶楽部たんぼぼ」発足 声の広報ゆうべつ(カセットテープ)発行開始 図書館サークル「ゆうべつエッセイ倶楽部」発足 古本市実行委員会発足
平成11年度 (1999年度)	畜産研修センター、芭露児童館、計呂地公民館、上芭露公民館に配本サービス開始 湧別町図書館叢書「裏山」(金子きみ:著)復刻版発行 図書館サークル「映画サークル」発足 老人クラブ配本サービス開始、緑町バス停配本(古本リサイクル活動)開始 児童対象絵本読み聞かせ会開始(協力:湧別高校ボランティア同好会)
平成12年度 (2000年度)	湧別町図書館システム更新、ホームページ開設 郷土作家金子きみ著作作品の利用許諾申請受理・データ化開始 ニュージーランド・ブック・コーナー設置
平成13年度 (2001年度)	幼児対象読み聞かせ「絵本とあそぼう」記録集発行 メールマガジン発行 第6回読書感想文・画コンクール実施(入賞作品集発行)終了 エッセイ実作教室作品集(第5集)発行終了 湧別町第4次社会教育中期計画策定(2002~2007年)
平成14年度 (2002年度)	開館10周年記念プレ「図書館まつり」開催 上湧別町図書館蔵書点検 講座事業作品集「TRY」発行開始 図書館ホームページキャラクター募集 リーディング倶楽部による湧別小学校読み聞かせ実施(記録集発行) 読書会「ぐりとぐらおはなし会」開始 図書館ボランティア「おはなしブックキャラバン」オホーツク園訪問

平成15年度 (2003年度)	上湧別町図書館開館10周年記念「図書館まつり」開催 湧別町図書館キャッチコピー募集、ナウマンゾウ絵本作り開始 「子ども読書の日4/23」に子ども図書館ボランティア「おはなしブックキャラバン」の読み聞かせ会開催 国立国会図書館総合目録ネットワーク加入(検索館)
平成16年度 (2004年度)	ナウマンゾウ絵本発行、湧別町表彰教育文化功労(こぐま会) 読書の木制作
平成17年度 (2005年度)	利用者用インターネット端末設置
平成18年度 (2006年度)	子どもの読書活動実践図書館として文部科学大臣表彰 10月「学習室」オープン 講座事業作品集「TRY第5集」発行終了 優良読書グループ北海道表彰(こぐま会、リーディング倶楽部たんぼぼ) 遠軽地区公共図書館職員研修会開催「郷土資料は町村のたからもの」
平成19年度 (2007年度)	講座事業作品集「文芸ゆうべつ」発行開始 定期宅配サービス「絵本くらぶ」開始 上湧別町ブックスタート事業開始
平成20年度 (2008年度)	利用者用コピー機設置 湧別町第5次社会教育中期計画策定(2008~2013年) 遠軽地区公共図書館職員研修会開催「ブックスタート」
平成21年度 (2009年度)	北海道立図書館インターネット貸出予約サービス加入 第24回上湧別町読書感想文・画コンクール実施(入賞作品集発行) 湧別図書館郷土資料デジタルライブラリー運用開始 10月5日上湧別町湧別町合併に伴い名称を「中湧別図書館」、 「湧別図書館」に変更 図書館システムの統合、両館共通利用者カードの作成 「文芸ゆうべつ3号」発行
平成22年度 (2010年度)	第1回湧別町読書感想文・画コンクール実施(入賞作品集発行) 「文芸ゆうべつ4号」発行

## 施設概要

名 称 湧別町中湧別図書館

位 置 北海道紋別郡湧別町中湧別中町 3020 番地の1

建物面積 765.981 m<sup>2</sup>

### (1)各室の面積

	区 分	面 積	備 考	
図書館	図書室	566	50,400 冊	
	おはなしコーナー	22		
	事務室	58		
	パソコン室	40		
	閉庫書庫	45		22,700 冊
	BM 車庫	35		
総 計		766		

### (2)工事費 内訳

建築構造 鉄筋コンクリート平屋建

(消費税込)

工事内訳	図書館(766 m <sup>2</sup> )	備 考
建築工事	353,975,000 円	
備品購入費	32,166,000 円	
合 計	386,141,000 円	

名 称 湧別町湧別図書館

位 置 北海道紋別郡湧別町栄町 219 番地の1

敷地面積 6,545 m<sup>2</sup>

建物面積 1,352 m<sup>2</sup>

### (1)各室の面積

	区 分	面 積	備 考
図書館	図書室	602	56,000 冊
	視聴覚室	85	30 名
	事務室	44	
	休憩室	16	
	作業室	43	
	閉庫書庫	41	19,500 冊
	文献収蔵室	25	2,700 冊
	BM 車庫	51	
	玄関・ロビー	123	

	そのほか	132	
	小計	1,162	
学習室	遊戯室	120	
	集会室	39	
	事務室	19	
	用具室	12	
	小計	190	
総計		1,352	

(2) 工事費 内訳

建築構造 鉄筋コンクリート平屋建

工期 平成6年9月28日～平成7年6月30日

(消費税込)

工事内訳	図書館(1,352 m <sup>2</sup> )	備考
建築工事	329,600,000 円	
電気設備工事	49,955,000 円	
機械設備工事	59,740,000 円	
小計	439,295,000 円	
備品購入費	66,980,409 円	
合計	506,275,409 円	

図書館協議会 委員

任期 平成23年4月20日～平成25年3月31日

氏名	住所
小関みどり	芭露
小松 初恵	曙町
佐藤 恵子	北兵村1区
久保 幹江	福島
河村 康弘	中湧別南町
浦野 桂	中湧別北町

職員名簿

館長	佐藤 英二
係長	高橋結香梨(司書)
主事	北村 公樹(司書)
主事	土佐信太郎(司書)
事務 補助員	重久 瑞恵
	岡崎 淳子
	斉藤 愛実

## 平成 23 年度図書館経営案

### 運営方針と重点目標

#### 運営方針

##### 1. 湧別町民の願いにこたえる図書館の創造

- (1) 人々の知りたい願いをかなえ、生涯学習の拠点とする。
- (2) 人々の心や暮らしを豊かにし、文化の発展に寄与する。
- (3) 地域の人々の出会いとふれあいの場を提供する。

##### 2. 充実した図書館サービスの提供

- (1) だれでも公正な図書館サービスを推進する。
- (2) だれもが享受できる全域サービスを推進する。

##### 3. 子どもの健全育成をはかる読書活動の推進

- (1) 湧別町図書館子ども読書推進計画に基づく実践。

#### 重点目標

##### 1. 郷土資料の充実

- (1) 湧別町の歴史を紹介し、理解を深め、郷土を愛する心を育む資料を収集する。

##### 2. 町民のニーズをふまえた計画的な図書館資料の収集選択と蔵書の充実

- (1) 常に新鮮で適切な蔵書構成を維持するための管理に努める。
- (2) 視聴覚資料等の充実を図り、A Vコーナーの利用を促進する。
- (3) コミュニティの場として人と人との「出会い」を生み出し、生涯学習活動支援体制の充実を図る。

##### 3. 明るい笑顔と気持ちを込めたカウンター業務の充実

( 1 ) 貸出サービスを通して利用者と図書館資料の結びつきを図る。

( 2 ) 貸出サービスを重点としながらも予約、リクエスト、レファレンス等の対応を迅速に行い、利用者の期待に応える。

#### **4 . 子どもの成長と個性を助長する児童サービスの充実**

( 1 ) 子どもの創造性の開発に寄与し、心を開く魅力的な児童書を提供するとともに「子ども図書館講座」等、図書館に親しむための事業推進に努める。

( 2 ) ボランティア団体との協力体制を充実し、読み聞かせ活動を通じて読書習慣を育成する。

( 3 ) 本への興味を育て、親子のふれあいを深める「お話コーナー」の利用を促進する。

#### **5 . 全域サービスの充実**

( 1 ) 移動図書館車の巡回を継続することにより、館外サービスの充実を図り、図書館資料の利用促進を図る。

( 2 ) 高齢者・障害者サービスの充実を図り、図書館資料の活用を促進する。

( 3 ) 読み聞かせサークルなどボランティアサークルの活動支援に努める。

#### **6 . いろいろな情報手段を活用しての図書館情報の提供**

( 1 ) 新聞への記事掲載やチラシの発行、掲示板の利用等を創意工夫して、図書館利用の拡大を図る。

( 2 ) 広報誌やインターネット等を利用し、情報提供に努める。

( 3 ) 湧別、中湧別両館のネットワーク化によりサービス向上に努める。

( 4 ) 子ども読書活動推進のために、学校等との連携を一層強化する。

平成23年度予算

歳入		20) 諸収入	5) 雑入	4) 雑入		
節		細節		23	22	増減
1	雑入	電話使用料		2	2	0
合計				2	2	0

歳出		10) 教育費	4) 社会教育費	4) 図書館費		
節		細節		23	22	増減
図書館協議会委員に要する経費						
1	報酬	図書館協議会委員報酬		96	90	6
9	旅費	図書館協議会委員費用弁償		20	20	0
合計				116	110	6
図書館事業に要する経費						
8	報償費	図書館事業報償		254	427	173
11	需用費	図書		7,620	7,620	0
		消耗品		723	667	56
		印刷製本費		94	58	36
		小計		8,437	8,345	92
13	委託料	図書館蔵書登録業務委託料		303	303	0
		コンピュータ機器保守点検業務委託料		692	718	26
		小計		995	1,021	26
14	使用料及び賃借料	コンピュータ機器借上料		0	1,048	1048
		パソコンソフト借上料		278	278	0
		展示品借上料		0	30	30
		小計		278	1,356	1078
18	備品購入費	備品購入費		103	313	210
合計				10,067	11,462	1395

図書館管理に要する経費					
4	共済費	社会保険料等	0	791	791
		労働災害保険料	0	0	0
		小計	0	791	791
7	賃金	臨時職員賃金	596	5,317	4,721
9	旅費	普通旅費	113	113	0
11	需用費	消耗品	412	365	47
		光熱水費	1,960	1,960	0
		燃料費	1,617	1,460	157
		修繕料	150	773	623
		小計	4,139	4,558	419
12	役務費	通信運搬費	471	471	0
		手数料	19	19	0
		小計	490	490	0
13	委託料	電気保安業務委託料	125	125	0
		消防設備点検委託料	40	53	13
		冷暖房設備点検委託料	137	135	2
		清掃業務委託料	1,272	1,272	0
		周辺環境整備業務委託料	0	303	303
		図書館業務委託料	5,570		5,570
		小計	7,144	1,888	5,256
14	使用料 及び賃借料	テレビ聴取料	26	26	0
		コピー機借上料	14	134	120
		パソコンソフト使用料	64	60	4
		LPガスメーター機器借上料	8	8	0
		小計	112	228	116
合 計			12,594	13,385	771
図書館総額			22,777	24,957	2180

資料費内訳

図書	一般図書	6,520	6,520	0
	参考資料	43	43	0
	雑誌	599	599	0
	新聞	458	458	0
	合計	7,620	7,620	0
視聴覚資料	CD	140	60	80
	DVD	348	396	48
	合計	488	456	32

平成 23 年度事業計画

事業名	計画内容
図書館資料の収集、整理、保存	町民ニーズに合った図書、逐次刊行物、視聴覚資料等を、計画的に幅広く豊富に備え保存する。常に新鮮で適切な資料構成を維持する。
図書等の貸出し	統計報告書の作成(毎月)
読書案内	魅力的なコーナー作り 新着図書案内や図書館行事予定など、最新情報の提供に努める。
読書会及び研修会等の主催及び開催の奨励	第2回湧別町読書感想文・感想画コンクール ブックスタート 子ども図書館講座 特別展示 読み聞かせ 映画上映会 読書会 古本市 絵本くらぶ
移動図書館車の運行	移動図書館車で町内を巡回し、広域サービスを提供する。 図書館職員が選本した文庫を配本する。 子どもから大人まで図書に出会う場を広げ、広域サービスを提供する。
他館との連携	利用者の読書要求に応えるため、道内外の図書館と相互貸借サービスの充実を図る。

移動図書館運行日程

なかよし号巡回予定表(上湧別地区)

(年間運行日数 60日)

火曜日(Aコース)						水曜日(Bコース)					
4月	12日	26日	10月	4日	18日	4月	13日	27日	10月	5日	19日
5月	10日	24日	11月	4日	15日	5月	11日	25日	11月	2日	16日
6月	7日	21日	12月	6日	20日	6月	8日	22日	12月	7日	21日
7月	5日	19日	1月	10日	24日	7月	6日	20日	1月	11日	25日
8月	9日	23日	2月	7日	21日	8月	3日	24日	2月	8日	22日
9月	6日	20日	3月	6日	22日	9月	7日	21日	3月	7日	21日
ステーション			停車時間			ステーション			停車時間		
中湧別保育所			9:45~10:05			開盛保育所			10:00~10:20		
上湧別保育所			10:20~10:40			開盛小学校			10:25~10:55		
みのり幼稚園			10:55~11:35			富美小学校			11:10~11:35		
中湧別小学校			12:45~13:15			上湧別小学校			12:50~13:15		
TonDen (月1回前半)			13:30~14:00			・学級文庫配本は月頭の巡回日に行います。 (8月・1月の学校文庫配本は行いません) ・4月は入学式前、4月5日に予定。  上湧別中学校は貸出月1回(前半の火曜日) 学級文庫は4月・6月・9月・11月・2月(前半の火曜日)とします。  天候等により巡回日程が変更する場合はご了承ください。  (11/4は金曜日、3/22は木曜日)					
農村センター(隔月前半)			15:10~15:30								
上湧別中学校 (貸出・配本前半)*			15:40~16:30								
火曜日(Cコース)											
4月	19日	10月	11日								
5月	17日	11月	8日								
6月	14日	12月	13日								
7月	12日	1月	17日								
8月	16日	2月	14日								
9月	13日	3月	13日								
ステーション			停車時間								
なかよし児童センター			9:40~10:00								
中湧別郵便局(隔月)			10:05~10:25								
ケアハウス来夢(隔月)			10:35~11:00								
上湧別郵便局(隔月)			11:05~11:25								
開盛郵便局(隔月)			11:35~11:55								

ファンタジー号巡回予定表（湧別地区）

（年間運行日数 80日）

木曜日（Aコース）						金曜日（Bコース）					
4月	7日	21日	10月	6日	20日	4月	8日	22日	10月	7日	21日
5月	12日	26日	11月	10日	17日	5月	13日	27日	11月	11日	18日
6月	9日	23日	12月	8日	15日	6月	10日	24日	12月	9日	16日
7月	7日	21日	1月		26日	7月	8日	22日	1月		27日
8月		25日	2月	9日	23日	8月		26日	2月	10日	24日
9月	8日	15日	3月	8日	29日	9月	9日	16日	3月	9日	30日
ステーション			停車時間			ステーション			停車時間		
湧別小学校			9：50～10：40			芭露小学校			10：00～10：40		
湧別中学校			12：30～13：05			芭露保育所			10：50～11：20		
高齢者生活福祉センター （月1回後半）			13：10～13：40			湖陵中学校			12：45～13：20		
オホーツク園			14：30～15：00			木曜日（Dコース）					
水曜日（Cコース）						4月	14日	10月	13日		
4月	13日	10月	12日	6月	16日	12月	22日				
5月	18日	11月	16日	8月	11日	2月	16日				
6月	15日	12月	21日	ステーション			停車時間				
7月	13日	1月	18日	芭露小学校			10：00～10：40				
8月	10日	2月	15日	東福祉の家			11：10～11：40				
9月	21日	3月	14日	信部内地区会館			13：10～13：40				
ステーション			停車時間			錦寿の家			14：00～14：30		
上芭露郵便局			10：00～11：10			木曜日（Eコース）					
計呂地郵便局			12：40～14：10			5月	19日	11月	24日		
芭露児童会			14：30～15：00			7月	14日	1月	19日		
芭露畜産研修センター			15：10～16：20			9月	22日	3月	15日		
金曜日（Fコース）						ステーション			停車時間		
4月	15日	10月	14日	芭露小学校			10：00～10：40				
5月	20日	11月	25日	芭露地区会館			11：00～11：30				
6月	17日	12月	14日	・学級文庫配本は月頭の巡回日に行います。 （8月、1月の学級文庫配本は行いません） ・3月29日、30日の各学校は学級文庫の回収を行います。 天候等により巡回日程が変更する場合はご了承ください。 （9/14、12/14は水曜日）							
7月	15日	1月	20日								
8月	12日	2月	17日								
9月	14日	3月	16日								
ステーション			停車時間								
湧別町児童センター			10：00～12：00								

## 湧別町図書館子ども読書推進計画

「北海道子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備充実のための活動及び事業実施、読書活動啓発のための情報提供等に努めます。

### 1 - 1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書に出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っている。特に乳幼児には読み聞かせなどをおして親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切である。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、各地域施設と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取組を推進する。

### 1 - 2) 具体的な取組

#### ・ブックスタート

4 か月健診時に「ブックスタートパック」を受診対象者に手渡す。

#### ・絵本の定期宅配サービス（絵本くらぶ）

0 歳～3 歳児のいる家庭に絵本の宅配貸出を実施する

#### ・ボランティアとの連携、協力

子ども支援課、地域活動等の事業における読み聞かせ

#### ・お話しコーナーの効果的な設営、幼児向け絵本の収集

### 2 - 1) 学校等における子どもの読書活動への支援

学校は、各教科の学習や調べ学習等をおして子どもの読書習慣の形成や図書館の利用の促進に関して大きな役割を果たしている。また、幼児期や小学生期における良質な本との出会いは、読書に対する興味関心を広げるものであり、中学生、高校生期における読書は、自我の確立に大きな影響を与えるものとする。このため、学校等における子どもの発達段階に応じた読書指導や、計画的、継続的な読書活動への取組を支援する。

2 - 2) 具体的な取組

- ・ 移動図書館車による巡回貸出、配本
- ・ 朝の読書の時間や調べ学習に対する支援
- ・ 読み聞かせボランティアの訪問
- ・ 学校図書館支援  
( 図書の寄贈、選書・蔵書管理の支援 )

3 - 1) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について町民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解、関心を高められるよう関係機関団体との連携、協力による普及啓発活動を推進する。

3 - 2) 具体的な取組

- ・ 子ども読書の日事業の実施
- ・ 子ども図書館講座の実施
- ・ 映画上映会の実施
- ・ 児童書の収集整備

平成22年度統計

中湧別図書館 蔵書数

分類	21年度	平成22年度				蔵書合計
	蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍	
0 総記	1,027	21	3	24	283	768
1 哲学宗教	1,404	29	1	30	222	1,212
2 歴史地理	3,367	61	17	78	218	3,227
3 社会科学	5,176	106	20	126	346	4,956
4 自然科学	2,766	68	8	76	35	2,807
5 工学	2,956	108		108	152	2,912
6 産業	1,378	45	5	50	54	1,374
7 芸術	3,813	149	28	177	47	3,943
8 語学	708	11	2	13	16	705
9 文学	24,783	714	24	738	1,971	23,550
J 児童書	22,611	817		817	1,639	21,789
合計	69,989	2,129	108	2,237	4,983	67,243

分類	21年度	平成22年度				蔵書合計	
	蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍		
視聴覚資料	ビデオ	1,078		14	14	108	984
	CD						
	LD	247		5	5		252
	DVD	237	43	12	55	1	291
	合計	1,562	43	31	74	109	1,527

湧別図書館 蔵書数

分 類		21年度	平成22年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購 入	寄 贈	合 計	除 籍	
0	総記	1,306	26	88	114	378	1,042
1	哲学宗教	1,145	38	6	44	54	1,135
2	歴史地理	3,237	65	146	211	64	3,384
3	社会科学	4,412	145	296	441	259	4,594
4	自然科学	2,362	96	27	123	77	2,408
5	工学	2,917	197	37	234	100	3,051
6	産業	1,885	32	100	132	24	1,993
7	芸術	2,907	93	48	141	25	3,023
8	語学	841	4	158	162	8	995
9	文学	15,668	565	28	593	1,128	15,133
J	児童書	28,631	814	124	938	806	28,763
合 計		65,311	2,075	1,058	3,133	2,923	65,521

分 類		21年度	平成22年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購 入	寄 贈	合 計	除 籍	
視 聴 覚 資 料	ビデオ	907		1	1	1	907
	CD	539	20	1	21		560
	LD	269					269
	カセット	288					288
	DVD	287	43	4	47		334
	合 計	2,290	63	6	69	1	2,358

両館 蔵書合計

分 類		21年度	平成22年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購 入	寄 贈	合 計	除 籍	
0	総記	2,333	47	91	138	661	1,810
1	哲学宗教	2,549	67	7	74	276	2,347
2	歴史地理	6,604	126	163	289	282	6,611
3	社会科学	9,588	251	316	567	605	9,550
4	自然科学	5,128	164	35	199	112	5,215
5	工学	5,873	305	37	342	252	5,963
6	産業	3,263	77	105	182	78	3,367
7	芸術	6,720	242	76	318	72	6,966
8	語学	1,549	15	160	175	24	1,700
9	文学	40,451	1,279	52	1,331	3,099	38,683
J	児童書	51,242	1,631	124	1,755	2,445	50,552
合 計		135,300	4,204	1,166	5,370	7,906	132,764

分 類		21年度	平成22年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購 入	寄 贈	合 計	除 籍	
視 聴 覚 資 料	ビデオ	1,985		15	15	109	1,891
	CD	539	20	1	21		560
	LD	516		5	5		521
	カセット	288					288
	DVD	524	86	16	102	1	625
	合 計	3,852	106	37	143	110	3,885

逐次刊行物

中湧別図書館 雑誌 購入 30 誌 寄贈 3 誌  
 新聞 購入 6 紙  
 湧別図書館 雑誌 購入 30 誌 寄贈 11 誌  
 新聞 購入 7 紙

利用者登録数

区 分	個 人	団 体	合 計
中湧別	1,782	70	1,852
湧 別	1,319	40	1,359
合 計	3,101	110	3,211

利用状況

		貸出 人数	貸出冊数						開館 日数	
			図書・雑誌	ビデオ	CD	LD	カセット	DVD		合計
中湧別	図書館	9,123	41,900	1,254	8	102		1,228	2,592	296
	移動図書館車	1,822	9,411	7				11	18	
	小 計	10,945	51,311	1,261	8	102		1,239	2,610	
湧別	図書館	5,422	16,304	761	573	72	45	855	2,306	296
	移動図書館車	1,508	16,682					1	1	
	小 計	6,930	32,986	761	573	72	46	855	2,307	
合 計		17,875	84,297	2,022	581	174	46	2,094	4,917	

町民一人当たりの貸出冊数

8 . 3 6 冊 ( 図書、雑誌 )

平成 2 3 年 4 月 1 日人口 10,083 人

事業統計

1 - 1 ) 特別事業

期 日	事 業 名	参集人数	備 考
6月8日～6月13日	『花房葉子』原画展示会 6/12 ブックトーク	20	
6月～3月	第1回湧別町読書感想文・ 感想画コンクール	799	
5月～10月	文 芸 講 座	66	全6回
10月3日	古 本 市	79	1,255冊
4月、7月、8月、1月	子 ども 図 書 館 講 座	53	全7回
4月～3月	ブ ッ ク ス タ ー ト	46	
10月27日～11月9日	特 別 展 示 「 映 画 」	-	
4月～3月	読 書 会 「 ぐ り と ぐ ら の おはなし会	52	

1 - 2 ) 映画上映会

	期 日	場 所	タイトル	人 数
1	7月3日(土)	湧別図書館	ムーミン	10
2	8月14日(土)	中湧別図書館	大決戦！超ウルトラ8 兄弟	15
3	10月30日(土)	湧別図書館	キテレツ大百科	14
4	1月15日(土)	中湧別図書館	山古志村のマリと3匹 の子犬	12
5	1月29日(土)	湧別図書館	次郎長三国志	11
6	2月12日(土)	中湧別図書館	遠くの空に消えた	12
	合 計			74

1 - 3 ) 絵本よみきかせ事業

担当館	実施日	参集人数	ボラン ティア	場 所	備 考
中湧別 図書館	土曜日	357	105	図書館	37回
	1月22日	37	20	上湧別保育所	湧高ボランティア同好会
	2月19日	14	20	開盛保育所	湧高ボランティア同好会
	毎月1回	147	42	児童センター	9回
湧別 図書館	4月24日	45	7	図書館	子ども読書の日
	8月2日	41	3	芭露小学校	こぐま会
	1月14日	30	3	芭露地区会館	こぐま会
	7月31日	11	3	計呂地自治会	リーディング倶楽部たんぼぼ
	9月29日	29	4	児童センター	ちびっこ広場
	2月23日	38	3	児童センター	ちびっこ広場
	毎週水曜日	=		湧別小学校	リーディング倶楽部たんぼぼ
	毎月	=		芭露小学校	こぐま会

1 - 4 ) 関連事業

実施日	事業名	人数	
4月～3月	ふれあいサロンゆう	338	12回(毎月第4金曜日)

# 湧別町図書館条例

平成21年10月5日

条例第95号

## (設置)

第1条 町民の教養及び文化の発展並びに児童の健全育成を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づく図書館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
湧別町中湧別図書館	湧別町中湧別中町 3020 番地の 1
湧別町湧別図書館	湧別町栄町 2 1 9 番地の 1

## (管理)

第3条 図書館は、湧別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

## (職員)

第4条 図書館に館長及び司書その他必要な職員を置く。

## (事業)

第5条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料(法第3条第1号に定める図書館資料。以下「図書等」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書等の貸出し
- (3) 読書案内
- (4) 読書会及び研修会等の主催及び開催の奨励
- (5) 移動図書館の運営
- (6) その他図書館の目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第6条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、変更することができる。

(1) 開館時間 火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時まで

(2) 休館日

ア 月曜日

イ 12月30日から翌年の1月4日までの日

ウ 図書整理日(月末日ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日の場合は、翌火曜日とする。)

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定により、図書館の適正な運営を図るため、湧別町図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会委員の定数)

第8条 協議会委員(以下「委員」という。)の定数は6人とする。

(協議会委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会委員の解任)

第10条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解任することができる。

(協議会委員の報酬及び費用弁償)

第11条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は湧別町特別職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成21年条例第43号)に定めるところによる。

(施設管理及び使用等)

第12条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び使用等について

は、湧別町公の施設の管理及び使用等に関する条例(平成21年条例第62号)の規定による。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上湧別図書館条例(平成4年上湧別町条例第14号)又は湧別町図書館条例(平成7年湧別町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の担当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

3 この条例により最初に委嘱される委員の任期は、第9条第1項の規程にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、湧別町図書館条例(平成21年条例第95号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の登録)

第2条 図書館資料(以下「図書等」という。)を借り受けようとする者は、登録手続をしなければならない。

(氏名及び住所の変更)

第3条 登録者が氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(図書等の個人貸出し及び貸出冊数)

第4条 町内に居住し、又は町外から通勤し、若しくは通学する者は、冊数に制限なく希望する図書等を借り受けることができる。ただし、館長が図書館運営上特に必要と認めるときは、冊数を制限することができる。

2 前項に該当しない者であっても館長が適当と認めるときは、登録し図書等を借受けることができる。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。図書等の貸出期間が満了した場合は、速やかに図書等を返却しなければならない。

2 図書等の返却日が休館にあたる場合は、その翌日を返却日とする。

(貸出しの制限)

第6条 次の各号に掲げる図書等は、貸出ししない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 各種新聞、新着雑誌
- (2) 貴重な資料
- (3) 映像資料.
- (4) 特に亡失し、又は損傷しやすい資料
- (5) その他館長が貸出しを不相当と認められた資料

( 移動図書館 )

第 7 条 図書館は、遠隔地の町民の読書活動を推進し、及び利便を図るため移動図書館車により定期的に巡回して図書の貸出しを行うものとする。

2 移動図書館車を利用する場合の手續等については、第 2 条から第 6 条までの規定を準用する。

( 図書館協議会の委員長 )

第 8 条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

( 委員の会議 )

第 9 条 協議会は、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とする。

2 会議は必要があるごとに館長が招集する。

3 前項の規定による召集には会議開催の日時・場所及び会議に付すべき次項をあらかじめ通知して行う。

4 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

( 視聴覚室等の利用 )

第 10 条 視聴覚室及びロビーを町民の利用に供する場合は次のとおりとし、利用できる時間は開館時間内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、時間外でも利用できる。

( 1 ) 視聴覚資料の団体視聴

( 2 ) 図書館活動に関する作品展示・発表

( 3 ) 図書館活動に関する諸会議、各種研修会

( 4 ) その他図書館事業の目的に即した事業

( 学習室の利用 )

第 11 条 学習室の利用については、次のとおりとする。

( 1 ) 図書館活動を通じた地域交流

( 2 ) 個人、グループ、ボランティアの図書館活動

( 3 ) 児童生徒の学習等

( 4 ) その他図書館活動

( その他 )

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 21 年 10 月 5 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上湧別図書館条例施行規則(平成 5 年上湧別町教育委員会規則第 2 号)又は湧別町図書館条例施行規則(平成 7 年湧別町教育委員会規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の担当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湧別町図書館(以下「図書館」という。)を利用する者からの申込みにより、図書資料の複写を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(複写図書)

第 2 条 図書資料を複写できる場合は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 号に定めるところによる。

(複写の種類等)

第 3 条 複写は、電子複写機により行うものとし、複写する用紙の規格は、日本工業規格 A3 判、A4 判、B4 判及び B5 判とする。

(申込方法)

第 4 条 複写を希望する者は、複写サービス利用申込書(別記様式)により行う。

(実費の徴収)

第 5 条 この要綱に定める複写を行う場合には、その実費を徴収する。

2 実費の額は、湧別町使用料及び手数料条例(平成 2 1 年条例第 84 号)の規定による。

(既納実費の不返還)

第 6 条 既に納入した実費は、返還しない。ただし、図書館長が返還することを適当と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

別記様式(第5条関係) 複写サービス利用申込書

年 月 日

湧別町図書館長 様

住所  
申請者  
氏名

次のとおり、図書資料の複写を申し込みます。

複写を希望する図書資料

複写資料名	複写箇所
	頁 ~ 頁
	頁 ~ 頁
	頁 ~ 頁

この複写は、私の調査研究目的のためにのみ使用し、複写によって生ずる著作権の問題等については、すべて私はその責任を負います。

(注) 上欄のみ記入してください。

処理	複写枚数	金額	取扱者
	枚	円	

## 図書館資料の収集と選定方針

### 1) 目的

この方針は、湧別町図書館が、町民のニーズに基づき、情報提供機能の充実に向け、資料収集の適正化と効率化を図るため必要な事項を定めるものである。

### 2) 基本方針

湧別町民のニーズに応えるため、図書、逐次刊行物、視聴覚資料などを計画的に幅広く、豊富に備え、保存する。あわせて、常に新鮮で適切な資料構成の維持に努める。なお、資料の選定は、湧別町図書館の経営案と長期的展望に立って司書職員が責任をもって行なうものとする。

全体の図書館資料の構成を見極めながら、実際の利用状況に基づき、将来の利用を予測して不要な資料は除籍する。なお、利用不能の資料或いは所在不明の資料は廃棄する。

有機的なつながりを持たせ、町民のニーズと地域社会の状況をとらえていく。なお、幼児・児童の成長に役立つ資料の収集に充分配慮する。政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。また、著者の思想的、政治的立場を理由にその著作を排除することはしない。

湧別町民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物などを備える。なお、湧別町に関わりのある外国の図書も収集する。

湧別町の歴史や、文化、政治、経済などに関する資料をはじめ、町の関係機関・団体等の刊行物の収集にも努める。

最新の情報や知識を得る大切な情報源である雑誌・新聞などの逐次刊行物を備える。雑誌は、主題ごと、各世代ごとに豊富に備え、新聞は、全国紙、地方紙、専門紙を備え、一定期間保存する。

町民の要望、読書傾向、予約状況さらには出版状況などを勘案し、公共図書館として、年齢、性別、職業を問わずあらゆる階層の利用者に対応できる蔵書構成に努める。また、予算配分の適正な執行を図り、購入のみならず、寄贈、複製などの手段を活用する。

### 3) 図書の選定（寄贈受入含む）

図書の選定は次の各項によって行なう。

あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して自由且つ、公正におこなう。

人権を侵害するおそれのある図書の収集については慎重を期す。

著者、発行所、内容、書誌的価値、形態、価格などについて検討を加える。

利用度の高い図書、郷土に係わる図書については、複本収集を考慮する。

#### 部門別の留意事項

ア 一般書：中学生（後期）、高校生から一般成人までを対象とし、基礎的な

ものから専門的な図書まで幅広く、新刊書を基本として収集する。

イ 児童書：幼児から中学生（前期）までを対象とし、読書の喜びと興味を享受する図書、知識を深め、情操を養い、豊かな人間性を培う図書を計画的に収集する。

ウ 参考図書：レファレンスに必要な辞典・事典・地図・年表類は、新鮮で確かな価値を享有する図書を備える。

エ コミック：物語があるか、絵は美しいか、テーマ性はあるか、感動をもたらすか、人権や人間性を無視していないか、読む人の心を豊かにしていく図書であるかを評価し、収集をする。

#### 4) 逐次刊行物の選定

雑誌は「図書の選定」に準じて収集するが、社会の動き、時代の流れを考慮し利用者のニーズをとらえ、生活に役立つ内容を持つものを開架するよう努める。新聞は、政治・社会面のみならず、文化面・生活面も充実している全国紙、地方紙等を取り揃えていく。

#### 5) 視聴覚資料の選定

視聴覚資料についても、「図書の選定」に準じて収集に関する基本計画を以下のとおり定め、適切に収集する。

湧別町図書館で収集し、利用者に提供する資料は、CD・ビデオ・DVDとする。資料は、日本及び各国における音楽の民族性や歴史、伝統を考慮するとともに、青少年の健全な育成や人々の暮らしの支援、視覚障害者等にも配慮しながら選定する。基本計画に基づく、毎年予算の範囲で当該年度の選定計画を策定する。

ア CDは、原則として以下の考え方に基づき選定する。

- ・ ポピュラー音楽 各種音楽賞受賞作品や、各ジャンルのヒット作、話題作、当該年の代表的な作品を選定する。
- ・ クラシック音楽 定着した評価、実績のある作品を選定する。
- ・ その他 ジャンルを問わず、広く知られた作品や話題となった作品を選定する。

イ ビデオ、DVDは、原則として以下の考え方に基づき選定する。なお、映像資料については、原則として試写後に開架する。

- ・ 一般用 定着した評価の高い作品、各種映画賞受賞作品を中心とし、各ジャンルのヒット作、話題作、当該年の代表的な作品からも選定する。
- ・ 児童用 健やかな心、豊かな想像力の育成につながる資料を選定する。

子ども自身が主体となる学習や調査の手がかりとなる資

料を選定する。

子育ての手助けとなり、保護者が子どもと一緒に楽しむことができる資料を選定する。

・教養資料

視聴覚教育やレクリエーション、余暇活動を含め生涯学習を支援するために適切な資料を選定する。

## 図書館資料の除架・除籍・廃棄基準

### 1. 目的

この基準は、湧別町図書館の図書館資料の構成について、利用の効率化と管理の適正化を図るため、「図書館資料の収集と選定方針」に基づき、資料の除架、除籍、廃棄に関する事項を定める。

### 2. 除架

(1) 開架書架から資料を除架し、閉架書庫に保存する。

除架は、開架書架の収納能力と利用の実態に則し、適宜行う。

(2) 資料の除架は、次の項に基づいて行う。

- ・ 除籍対象の資料

### 3. 除籍

(1) 資料の除籍は、次の各項に基づいて行う。

- ・ 「汚損、破損による除籍」

汚損、破損が甚だしく修理不能および補修価値のない資料

- ・ 「亡失による除籍」

利用者の不注意より紛失したもの

蔵書点検で不明となっているもの

- ・ 「保存期限による除籍」

雑誌など保存期間を過ぎたもの

- ・ そのほかの除籍

不要な複本

内容が時代遅れになっている資料

地域社会がほとんど興味をもたない資料

### 4. 除籍の対象としない資料

(1) 郷土資料

(2) 入手が困難で資料的価値の高いもの

### 5. 廃棄

(1) 廃棄対象資料の処分方法。

- ・ リサイクル(古本市、古紙回収)

# 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成十一年一月二日法律第一六〇号

第一章 総則(第一条 第九条)

第二章 公立図書館(第十条 第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条 第二十九条)

附則

## 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したものであるもの
  - 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したものであるもの
  - 三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したものであるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
  - 二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したものであるもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

## 湧別町図書館 利用案内

- 1) 利用時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後6時
- 2) 休館日 月曜日  
月末日(月末日が土日の場合は翌日)  
年末年始(12月30日～1月4日)
- 3) 貸出方法 利用資格 町内在住在勤者  
貸出期間 2週間  
利用冊数 制限なし

### 図書館要覧 平成23年度版

2011年6月発行

湧別町中湧別図書館 〒099-6329 北海道紋別郡湧別町中湧別中町3020番地

電話番号 (01586) 2-3150

FAX (01586) 2-3190

Eメール lib\_n@town.yubetsu.lg.jp

湧別町湧別図書館 〒099-6404 北海道紋別郡湧別町栄町219番地

電話番号 (01586) 5-3122

FAX (01586) 5-3256

Eメール lib\_y@town.yubetsu.lg.jp

HP <http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/lib/index.html>